

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

《前提》

- I. 個々の特定事業者の再商品化義務量は、ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、飲料又はしょうゆ用のPETボトル（以下「PETボトル」という。）、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の6種類の「特定分別基準適合物」ごとに、以下の2段階の方法により算定される。

【第一段階】

業種ごとの再商品化義務量（A）を算定する。 → 「1.」 参照
…主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

【第二段階】

個々の特定事業者の再商品化義務量を算定する。 → 「2.」 参照
…業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、自らの排出見込量（B）の、当該業種全体の排出見込量（C）（主務大臣が公表）に占める割合を乗じることにより、各特定事業者が自ら算出する。 …… $(A \times B/C)$

- II. 本資料中に示す具体的な量、比率等は、

- ・ 「容器包装利用・製造等実態調査」（主務省5省による総務省承認統計調査（経済産業省及び農林水産省が事務手続き）。以下「実態調査」という。）
- ・ 「容器包装廃棄物分類調査」（環境省による調査。以下「分類調査」という。）

の2つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

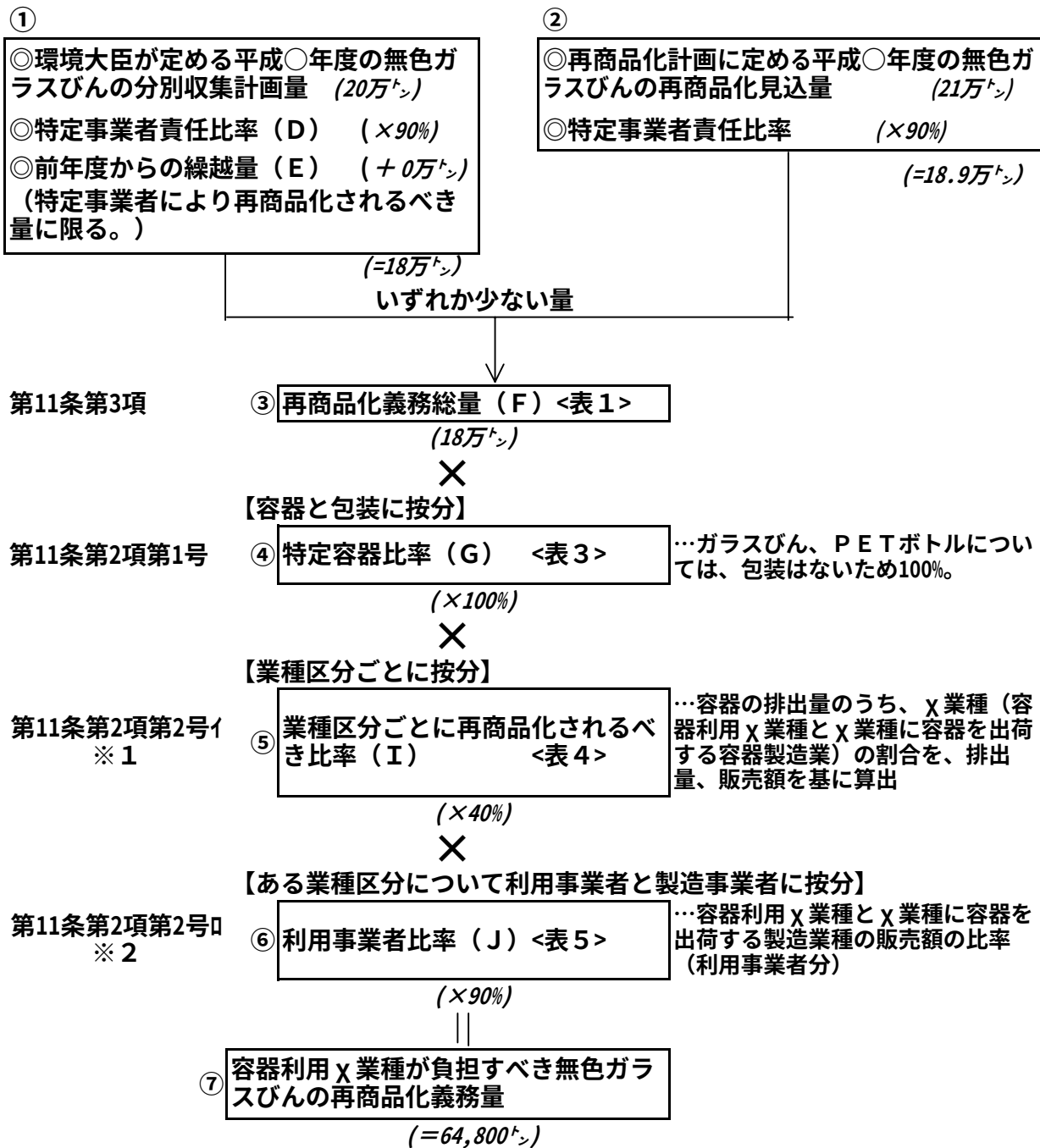
※ただし、PETボトルについては「実態調査」から得られたデータのみを利用した。

1. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定【第一段階】

(1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成○年度において、 χ という特定容器利用事業の業種が負うべき特定分別基準適合物(ここでは無色のガラスびんを例に試算)についての再商品化義務量を算出。なお、数値はいずれも説明の便宜のためのものである。)



※1：排出量は販売額の比率で補正

※2：容器製造事業者については、⑥が(1-⑥)の比率に置き換わる。

(2) 再商品化計画及び分別収集計画

< 再商品化計画（再商品化見込量） >

(単位：千トン)

業種の区分	H 1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
ガラスびん（無色）	2 7 0	2 7 0	2 7 0	2 7 0	2 7 0
ガラスびん（茶色）	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
ガラスびん（その他の色）	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0
P E T ボトル	2 9 2	3 1 1	3 1 5	3 1 7	3 1 9
紙製容器包装	3 1 3	5 0 5	5 0 5	5 0 5	5 0 5
プラスチック製容器包装	5 9 1	6 5 5	7 7 6	8 3 5	8 9 2

< 分別収集計画量 >

(単位：千トン)

業種の区分	H 1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
ガラスびん（無色）	4 3 1	4 4 2	4 5 1	4 6 0	4 6 7
ガラスびん（茶色）	3 7 2	3 8 1	3 8 7	3 9 5	4 0 1
ガラスびん（その他の色）	1 9 8	2 0 3	2 0 6	2 1 0	2 1 4
P E T ボトル	2 1 4	2 2 9	2 4 3	2 5 9	2 7 3
紙製容器包装	1 4 8	1 6 5	1 9 0	2 0 7	2 2 2
プラスチック製容器包装	4 8 7	6 2 9	7 5 7	8 5 9	9 2 2

(3) 特定事業者責任比率（D）及び再商品化義務総量（F）

特定事業者責任比率（D）及び平成17年度の再商品化義務総量（F）は、以下のとおり設定した。

< 表 1 >

特定分別基準適合物	H17年度の分別収集見込総量(ア)	H17年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量	特定事業者責任比率（D）	H17年度の再商品化義務総量（F）
	千トン	千トン	千トン	%	万kg
1.ガラスびん（無色）	451	270	270	94	25,380
2.ガラスびん（茶色）	387	200	200	81	16,200
3.ガラスびん（その他の色）	206	160	160	89	14,240
4.P E Tボトル	243	315	243	100	24,300
5.紙製容器包装	190	505	96(*)	93	8,928
6.プラスチック製容器包装	757	776	757	93	70,401

(*)；分別見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理（94千トン）を差し引いた量

なお、小規模企業者分は市町村により処理されることとなる。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	小規模企業者分の比率	前年度
1.ガラスびん（無色）	6%	8%
2.ガラスびん（茶色）	19%	19%
3.ガラスびん（その他の色）	11%	12%
4.P E Tボトル	0%	0%
5.紙製容器包装	7%	8%
6.プラスチック製容器包装	7%	8%

(4) 特定容器比率（G）

特定容器比率（G）は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及びP E Tボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 3 >

特定分別基準適合物	容器比率	前年度
5.紙製容器包装	84.30%	84.05%
6.プラスチック製容器包装	91.83%	91.97%

(5) 業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率 (1)

業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率 (1) は、以下のとおりに設定した。

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			P E T ボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	51.19 (50.44)	11.20 (9.72)	9.53 (11.23)	3.75 (3.54)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	17.51 (16.87)	31.36 (32.61)	15.86 (14.47)	91.67 (92.34) ※
3. 酒類製造業	25.13 (26.65)	9.23 (8.36)	70.62 (70.17)	4.58 (4.12)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.52 (1.40)	47.66 (48.69)	1.76 (2.01)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.91 (3.40)	0.11 (0.14)	1.44 (1.90)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.74 (1.24)	0.44 (0.48)	0.79 (0.22)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：平成17年度の公表数値案

下段：() 内は平成16年度の公表数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製容器	プラスチック製容器
1. 食料品製造業	34.65 (38.05)	46.70 (47.85)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	3.00 (3.18)	2.62 (2.40)
3. 酒類製造業	1.96 (2.16)	0.40 (0.53)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5.41 (5.39)	3.81 (4.27)
5. 医薬品製造業	4.01 (3.96)	2.49 (2.32)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	4.17 (3.61)	5.62 (4.96)
7. 小売業	14.53 (12.35)	26.71 (27.19)
8. その他の事業	32.27 (31.30)	11.65 (10.48)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成17年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成16年度の公表数値

(6) 業種の区分ごとの特定容器利用事業者の比率 (J)

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率は、以下のとおり設定した。

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	95.57 (95.35)	4.43 (4.65)	97.02 (96.47)	2.98 (3.53)	95.84 (94.11)	4.16 (5.89)	90.66 (92.74)	9.34 (7.26)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	93.93 (93.18)	6.07 (6.82)	85.59 (85.28)	14.41 (14.72)	91.86 (89.28)	8.14 (10.72)	85.02 (84.55) ※	14.98 (15.45) ※
3. 酒類製造業	92.63 (92.63)	7.37 (7.37)	95.08 (95.88)	4.92 (4.12)	95.24 (94.62)	4.76 (5.38)	91.32 (91.38)	8.68 (8.62)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.31 (99.41)	0.69 (0.59)	94.41 (94.46)	5.59 (5.54)	99.42 (98.89)	0.58 (1.11)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.51 (98.23)	1.49 (1.77)	98.61 (98.95)	1.39 (1.05)	99.24 (98.79)	0.76 (1.21)		
7. 小売業								
8. その他の事業	97.90 (98.12)	2.10 (1.88)	98.65 (97.43)	1.35 (2.57)	99.68 (99.34)	0.32 (0.66)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成17年度の公表数値案

下段：() 内は平成16年度の公表数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製容器		プラスチック製容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	94.06 (93.39)	5.94 (6.61)	95.71 (93.67)	4.29 (6.33)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	89.44 (87.38)	10.56 (12.62)	94.71 (93.49)	5.29 (6.51)
3. 酒類製造業	82.62 (89.78)	17.38 (10.22)	98.49 (98.21)	1.51 (1.79)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	94.37 (92.67)	5.63 (7.33)	88.68 (90.18)	11.32 (9.82)
5. 医薬品製造業	99.37 (98.97)	0.63 (1.03)	98.21 (97.49)	1.79 (2.51)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.79 (98.63)	1.21 (1.37)	93.10 (93.04)	6.90 (6.96)
7. 小売業	99.41 (99.57)	0.59 (0.43)	99.41 (99.43)	0.59 (0.57)
8. その他の事業	98.71 (98.61)	1.29 (1.39)	99.18 (99.12)	0.82 (0.88)

上段：平成17年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成16年度の公表数値

2. 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等【第二段階】

(1) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定方法

個々の特定事業者は、業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、以下の比率（B／C）を乗じることにより、自ら、再商品化義務量を算定する。

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]		
個々の特定事業者 の再商品化義務量	業種ごとの 再商品化義務量 (A) [主務大臣の公表数値に より算定可]	$\times \frac{\text{個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量 (B)}}{\text{当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)}}$
<表 7> [主務大臣が公表]		

(2) 個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量(B)は、自主算定方式、簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る。）、の2通りの算定方法を主務省令で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

① 自主算定方式

自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、

a. 自ら回収する量等

b. その他容器包装廃棄物として排出されない量

を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

(B) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	$- \left[\begin{array}{l} \text{当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量} \\ \text{+ 其他容器包装廃棄物として排出されない量} \end{array} \right]$ [個々の特定事業者が算定]
-------	--	---

② 簡易算定方式

簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、容器包装廃棄物比率（α）を乗じた量を（B）とする。

(B) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	$\times \text{容器包装廃棄物比率 (}\alpha\text{)}$	<表 6>
-------	--	---	-------

(3) 容器包装廃棄物排出比率(α)は以下のとおり設定した。

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	95 (85)	100 (100)	85 (90)	100 (100)	100 (100)	95 (95)	80 (80)	100 (100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (70)	90 (90)	55 (55)	100 (100)	95 (85)	100 (100)	85 (85) ※	100 (100) ※
3. 酒類製造業	75 (70)	90 (90)	55 (45)	80 (85)	70 (70)	85 (90)	85 (90)	100 (100)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	60 (55)	90 (90)	75 (70)	95 (95)	60 (65)	100 (100)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	95 (95)	100 (100)		
7. 小売業								
8. その他の事業	80 (85)	100 (100)	30 (30)	100 (100)	80 (80)	100 (100)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成17年度の公表数値案

下段：()内は平成16年度の公表数値

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	紙製容器		プラスチック製容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	80 (80)	95 (95)	80 (80)	95 (95)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (75)	100 (100)	80 (80)	95 (95)
3. 酒類製造業	80 (80)	95 (100)	80 (70)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	85 (85)	85 (90)	95 (95)
5. 医薬品製造業	65 (65)	85 (85)	40 (40)	85 (85)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	95 (85)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7. 小売業	70 (70)	95 (95)	95 (95)	75 (80)
8. その他の事業	60 (65)	85 (90)	45 (40)	60 (55)

包装（各業種共通）	75 (70)		60 (50)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成17年度の公表数値案
下段：（ ）内は平成16年度の公表数値

(4) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量 (C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量 (C) は、以下のとおり設定した。

< 表 7 >

(単位：トン)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	296,949 (292,295)	382,387 (367,456)	34,999 (32,450)	52,909 (50,839)	15,093 (13,527)	21,209 (18,562)	13,980 (11,530)	17,477 (14,168)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	101,265 (98,293)	121,953 (116,049)	124,932 (109,810)	207,252 (190,194)	20,789 (17,354)	24,585 (23,097)	315,921 (301,233) ※	394,797 (378,866) ※
3. 酒類製造業	155,971 (155,011)	207,381 (202,347)	31,589 (27,223)	59,110 (56,128)	100,932 (85,528)	150,549 (131,249)	15,491 (13,457)	18,850 (14,608)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	8,052 (8,170)	11,972 (12,123)	173,091 (163,463)	263,468 (242,795)	2,350 (2,424)	5,169 (3,850)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	17,653 (19,779)	13,559 (14,249)	503 (469)	564 (522)	2,997 (2,290)	1,609 (1,784)		
7. 小売業								
8. その他の事業	8,968 (7,299)	2,797 (2,216)	2,113 (1,640)	2,845 (2,439)	1,294 (258)	267 (54)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成17年度の公表数値案

下段：() 内は平成16年度の公表数値

< 表 7 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製容器		プラスチック製容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	253,771 (266,570)	404,909 (391,867)	472,686 (475,275)	729,581 (711,654)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	21,513 (21,972)	65,608 (65,005)	26,601 (23,907)	75,831 (72,069)
3. 酒類製造業	13,679 (14,553)	32,184 (34,453)	4,094 (5,389)	10,245 (12,519)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	40,092 (37,909)	58,855 (56,240)	38,690 (42,768)	82,165 (86,165)
5. 医薬品製造業	29,860 (28,109)	39,304 (40,366)	25,361 (23,112)	74,716 (72,400)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	31,607 (24,985)	27,918 (32,697)	57,328 (49,564)	88,289 (83,892)
7. 小売業	109,256 (85,988)	143,095 (116,574)	274,513 (273,199)	208,056 (212,924)
8. その他の事業	241,601 (221,499)	515,263 (464,460)	118,752 (104,435)	212,190 (175,798)

包装（各業種共通）	197,509 (166,659)		91,993 (98,296)	
-----------	----------------------	--	--------------------	--

上段：平成17年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成16年度の公表数値

(参考)

特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順

